

東川町サテライトオフィス「KAGUの家」使用者募集要項

2022年1月

本施設は、北海道東川町の産業活性化や新産業創出につなげるための施設であることから、使用を希望する企業を募集し、事業展開等の審査を行った上で使用者の決定を行います。

使用を希望する企業は下記内容をご理解の上、お申込み下さるようお願い致します。

1. 施設コンセプト

アフターコロナの社会における、新たなワーク・ライフ・バランスのモデル空間を提示し、都市部との連携や、地域資源の利用拡大、町内経済の活性化を図るために整備を行いました。また、東川町特有の魅力を基盤とした、世界的な建築家が手がける先進的で優れたモデル空間を実現、発信することで、それを体験したい人や利用したい人、学びたい人達の来町を促し、東川町の交流人口拡大を図ることを施設コンセプトとし、共感、賛同する企業に利用してもらうことを目的としています。

2. 施設概要

- (1) 名称 東川町サテライトオフィス「KAGUの家」
- (2) 所在地 北海道上川郡東川町東町1丁目7番
18号（A棟）、22号（B棟）、17号（C棟）、4号（D棟）
【アクセス：旭川空港より車で約10分・旭川駅より車で約30分】
- (3) 利用定員 12名/棟
- (4) 各棟概要 A棟 153.17 m²、B棟 153.17 m²、C棟 153.17 m²、D棟 153.17 m²
木造2階建て事務所
ワークデスク数：12席/棟（1階6席、2階6席）
ミーティングエリア：14席/棟（1階2カ所8席、2階1カ所6席）
※別添「施設概要」を参照
- (5) 使用料等
 - ・使用料：1棟月額200,000円（町による負担軽減措置後の額）
 - ・光熱水費等：実費負担
 - ・保証料：1ヶ月分使用料と同額を使用開始時に初回月額使用料と併せて納付して頂きます。
 - ・保証料は退去終了時に使用者の瑕疵による修繕料と相殺した上で返還します。
 - ・合同使用する場合は、代表企業が他の使用者と調整して下さい。
- (6) 使用期間
 - ・1年契約（年度毎とし、契約終期は3月末）とし、更新時は再審査の上で手続きします。※D棟のみ短期使用（一時使用）を可
 - ・契約期間内に退去する場合は3ヶ月前まで伝えて下さい。

- (7)施設設備
- ・冷暖房設備：エアコン、床暖房、薪ストーブ
 - ・換気設備：24 時間機械換気
 - ・給水設備：地下水による井戸方式
 - ・電気設備：単相 100V、LED 照明
 - ・フロア：木造フローリング（土足不可）
 - ・電話回線：個別契約が必要
 - ・インターネット回線：高速通信回線対応可能（個別契約必要）
 - ・セキュリティ：SECOM機械警備対応（個別契約 10,000 円/月）
 - ・ワークスペース：ワークデスク、テーブル、町内製造木製椅子付
 - ・共有設備：コミュニティゾーン、キッチン設備、トイレ
 - ・駐車場：有（1 棟につき 5 台まで。それ以上は要相談）
 - ・敷地内禁煙

3. 応募要件

次の要件に該当し、経営に必要な資力及び信用を有し、かつ、使用料の支払い能力のある法人とします。なお、今回は1棟につき1者の代表企業を募集するものです。

- (1)東川町以外に本社があり、新規に事業所を開設する法人。
- (2)常勤の使用者が1棟当たり概ね6名以上（定員の1/2以上）であること。（合同使用者との合計で可。）
- (3)使用企業社員は、原則、東川町に住民登録が可能であること。
- (4)国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5)次の条件の者は申込みを受理しない。
 - ①政治的又は宗教活動に利用するおそれがあるもの。
 - ②公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのあるもの。
 - ③集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認めるもの。
 - ④施設、設備等を損傷するおそれがあるもの。
 - ⑤前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるもの。

4. 応募方法

- (1)申込方法 事前に下記に連絡の上、申込書ほか必要書類を提出して下さい。
※事前連絡時に簡単なヒアリングを行います。
提出方法は、郵送又はメールでお願いします。
- (2)提出書類
 - ・使用募集申込書
 - ・事業計画書
 - ・法人登記簿謄本（3カ月以内に取得した原本）、決算書の写し（直近3期分）、法人税納税証明書（直近1期分）

・その他会社概要がわかるパンフレット等

- (3) 提出期限 2022年2月25日(金)
※申込状況により追加募集を実施する場合があります。
- (4) 申込先 〒071-1492
北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号
東川町役場産業振興課
電話：0166-82-2111
E-mail：event@town.higashikawa.lg.jp
電話問合せ：平日の午前8時30分～午後5時15分

5. 使用者の選定及び決定

使用者については、提出頂いた書類を基に本事業の目的に照らして審査・決定致します。

- (1) 決定時期 2022年3月中旬を予定
(2) 決定連絡 上記時期に連絡
(3) 使用手続 使用者として決定後、別途、使用許可申請書を提出
(4) 使用開始 2022年5月9日以降順次

6. 留意事項

- (1) 使用者が以下に該当する場合は、許可を取消、又は使用の条件を変更・停止します。
- ① 本施設の管理規定等に違反したとき
 - ② 応募要件に該当する者でなくなったとき
 - ③ 事務室の使用許可に付けた条件に違反したとき
 - ④ 管理上の指示に従わないとき
 - ⑤ 虚偽その他不正の行為により使用の許可を受けたことが明らかになったとき
 - ⑥ 工事その他管理上やむを得ない必要性が生じたとき
 - ⑦ 公益上必要があるとき
 - ⑧ 破産手続き開始若しくは再生手続き開始の決定を受けたとき
- (2) オフィスに特別な設備を設ける場合は許可を受ける必要があります。その際、設計書、仕様書、図面その他の当該整備の内容がわかる書類を添えて申請して下さい。
- (3) 使用にあたっては、危険物等の使用、騒音・振動・悪臭等の恐れがある使用、公序良俗に反する使用はできません。
- (4) 薪ストーブ以外の火気を使用することはできません。
- (5) 提出頂いた申込書等は返却しません。
- (6) 敷地内の環境維持・保全に協力をお願いします。

